

「自己申告制度」利用の手引き
～日豪・TPP11～

財務省関税局・税関
2019年3月

目次

I .EPA 原産地規則

1 .概要.....	4
2 .原産地基準について.....	5
3 .原産地手続について.....	7
4 .積送基準について.....	8
5 .事後確認について.....	8

II .自己申告制度の利用

1 . 自己申告制度の概要

(1) 概要.....	10
(2) 日本での輸入申告の方法.....	10
(3) 原産品申告書の作成方法.....	11
(4) 原産品であることを明らかにする書類（明細書等）の作成方法.....	11
(5) 書類の保存.....	15

2 .日豪 EPA

(1) 日本での輸入面.....	18
①原産品申告書の作成方法.....	18
②日本税関による原産性の確認への対応.....	18
③実際の輸入に即した書類作成例	20
(2) 日本からの輸出面.....	41
①原産品申告書等の作成方法.....	41
②豪州税関による原産性の確認への対応.....	44
③実際の輸出に即した書類作成例	45

3 .TPP11（CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定））

(1) 日本での輸入面.....	50
①原産品申告書の作成方法.....	50
②日本税関による原産性の確認への対応.....	52
③実際の輸入に即した書類作成例	53
(2) 日本からの輸出面	74
①原産品申告書等の作成方法.....	74
②相手国税関による原産性の確認への対応.....	75
③実際の輸出に即した書類作成例	76

III.FAQ

1 .総論	81
2 .日本での輸入面	82
3 .日本からの輸出面	88

【本利用の手引きについて】

本利用の手引きは、自己申告制度の活用のため、御利用者の方の基礎的な理解を深めていただくことを目的に作成したものです。理解を容易にするために、法令の用語と異なる用語を使用した部分、説明を簡略化した部分等がありますので、御留意ください。御不明な点については、最終頁に記載の問い合わせ先まで、御照会いただくようお願いします。

また、本利用の手引きについては、隨時更新されることがありますので、税関ホームページ上の最新版を確認していただくようお願いいたします。

（今回の更新（2019年3月）は、本年1月の掲載版から内容面の変更はありませんが、日EU・EPAについてのみ別途の利用の手引きとして分けております。）